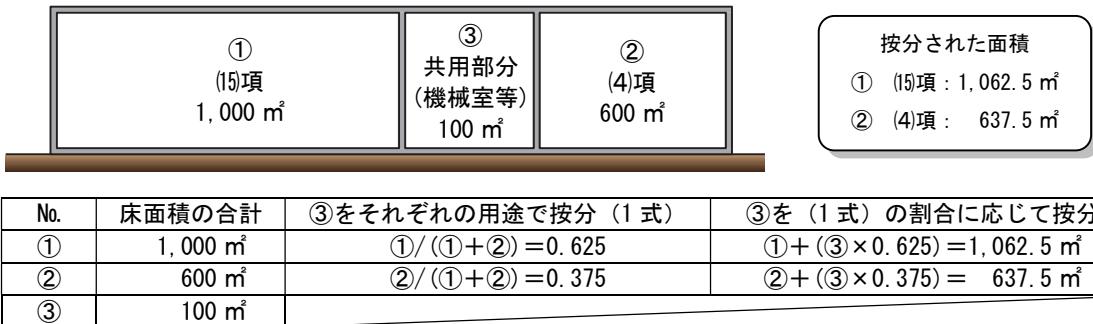


## 第3 政令第9条の取り扱い

## 1 用途の按分

用途の按分は、第3-1図の例により算出すること。

(例1)



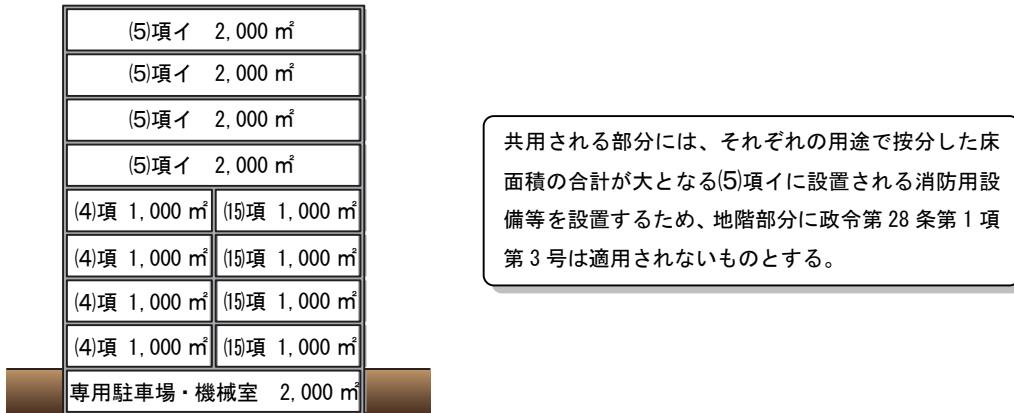
【第3-1図】

## 2 共用される部分がある場合の取り扱い

共用される部分がある場合、当該共用される部分については、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求ること。(第3-2図参照)

なお、共用される部分の消防用設備等の設置については、床面積の合計が大となる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象全体で判断すること。

(例2)



共用される部分(駐車場、機械室)が、各用途に従属するとみなされる床面積

用途	床面積の合計			従属する床面積
(4)項	4,000 m <sup>2</sup>	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m <sup>2</sup>
(5)項イ	8,000 m <sup>2</sup>	$8,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.50 = 1,000$	1,000 m <sup>2</sup>
(15)項	4,000 m <sup>2</sup>	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m <sup>2</sup>

【第3-2図】

## 3 非常電源の取り扱い

複合用途防火対象物の消防用設備等の非常電源は、当該用途ごとに判断して、特定用途に供される部分の床面積の合計が1,000 m<sup>2</sup>未満の場合、当該用途に供される部分に設置する非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすることができます。

ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象全体で判断すること。